

自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和2年 3月期	令和3年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,111	38,564
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,341	31,794
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 26	△ 5
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	△ 26	△ 5
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	318	391
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	318	391
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	335	252
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	128	104
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 38,865	39,307
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	291	532
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	291	532
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 291	532
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 38,574	38,774
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	457,460	454,271
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41	49
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	41	49
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,541	21,385
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 479,001	475,657
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.05	8.15

2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和2年 3月期	令和3年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	37,537	37,955
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	30,767	31,186
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	316	389
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	316	389
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	335	252
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	38,188	38,597
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	284	551
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	284	551
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	284	551
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	37,904	38,046
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	457,228	454,754
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41	49
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	41	49
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,142	20,949
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	478,370	475,704
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.92	7.99

■定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- (2) 連結グループに属する連結子会社は、次の2社です。
 - ・但銀ビジネスサービス株式会社（事務代行業務、不動産賃貸業務等）
 - ・但銀リース株式会社（リース業務等）
- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は定めておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

令和2年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	38,111百万円	128百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	37,537百万円	－百万円

令和3年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	38,564百万円	104百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	37,955百万円	－百万円

(注) コア資本に係る基礎項目の額に算入された額については、連結自己資本比率には「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」及び「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」を、単体自己資本比率には「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」を記載しております。

- ※ 以下の「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」から「オペレーショナル・リスクに関する事項」及び「金利リスクに関する事項」の開示事項の内容については、令和2年3月期、令和3年3月期とも相違ありません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、金利リスク、価格変動リスクなど、リスクカテゴリー毎にリスクを計量化し、リスク量の合計と自己資本の額を対比することにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないように管理しております。

また、自己資本比率等を、自己資本の充実度に関する評価の基準としております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① 信用リスクとは

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

② 信用リスク管理の基本方針

当行では、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」を制定し、融資の小口分散を図り、特定の企業集団や特定の業種に偏らないポートフォリオの構築を目指すとともに、審査部門が「融資の審査・管理規程」等の規程に基づき、厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクを客観的かつ計量的に把握するため、信用リスクの計量化に取り組んでおり、計測した信用リスク量が配賦されたリスク資本内に収まるようモニタリングを行うとともに、定期的に取締役会等に報告しております。

③ 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている「償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者にかかる債権及びそれと同等の状況にある債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

全ての債権は、「自己査定基準」に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) **標準的手法が適用されるポートフォリオについて**

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター (R & I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S & Pグローバル・レーティング (S & P) の4社を採用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) **信用リスク削減手法とは**

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、次に掲げる担保、保証及び貸出金と預金との相殺が該当します。

・担保

当行が定める担保種類は、預金、公社債、株式、不動産、商業手形等があります。

・保証

当行が定める保証は、その保証者を、中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、一般事業会社、個人等に類型化しております。

(2) **信用リスク削減手法全般に関する方針及び管理**

当行では、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。

信用リスク削減手法全般に関しては、「貸出事務取扱規程」に規定しており、標準的な担保・保証の種類、基本的な手続、担保の評価方法、定期的な担保実査ならびに評価洗替について定めております。

また、自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しており、有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金担保等を適格金融資産担保とし、当行が定める「貸出事務取扱規程」及び「自己資本比率算定基準」に基づき評価及び管理を行っております。

また、相殺契約下にある貸出金と自行預金は相殺し、相殺後の金額をエクスポージャー額としております。

(3) **信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中**

信用リスク削減手法適用後の信用リスクの集中度合に関して、同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、ヘッジ目的として外国為替予約取引等の派生商品取引を行っております。

派生商品取引については、その取引相手先を限定するとともに、取引相手先ごとにカレント・エクスポージャー方式等により信用リスクを算出しております。

また、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) **リスク管理の方針及び手続の概要**

① **オペレーショナル・リスク管理体制**

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定したうえ、各リスク所管部が専門的な立場からそれぞれのリスクについて把握・管理を行っております。

② **オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続**

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止及び顕在化時における影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスクを洗い出し、リスクの発生状況について継続的なモニタリングを行うとともに、経営陣に対して定期的な報告を行っております。また、リスクの発生原因を分析し、改善策等を策定することにより、各リスク所管部がリスクの極小化を目指して改善活動に取り組んでおります。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記のオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施するほか、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」及び「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」等を定め、適切に管理しております。

(2) **オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称**

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、自己資本比率告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

令和2年3月期の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要は以下のとおりであります。

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

株式価格変動リスクは、株式等の価格変動リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）により計測しております。また、半期毎に取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら株式等への投資を行っております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

令和3年3月期の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要は以下のとおりであります。

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

株式等の価格変動リスクについては、債券と一体で資産間の相関を考慮したうえで、VaR（バリュー・アット・リスク）により計測しております。また、半期毎に取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら株式等への投資を行っております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

金利リスクはすべての金利感応資産・負債を対象として管理し、重要性を踏まえてリスク量を算出しております。

なお、連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。

金利リスクを適切にコントロールするため、半期毎に取締役会において、銀行全体のリスク許容限度額内で市場リスクの一つとして金利リスクに対するリスク限度額を決定し、定期的にリスク量を算出・管理のうえ、その範囲内で効率的な業務運営を行っております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	・金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	・考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	・外貨については、重要性の観点より対象外としております。
スプレッドに関する前提	・割引率にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	・内部モデルは使用しておりません。
前期の開示からの変動に関する説明	・金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	・自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。 ・内部管理として、総資産・総負債の5%程度を重要性の判断基準としております。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

現在、当行では市場リスクについて、リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR、BPV（ベースス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、シミュレーション分析など業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせ活用しており、これらを当行の経営体力に見合うようコントロールするなど、リスク管理方法の高度化・厳格化に取り組んでおります。

■ 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和2年3月期		令和3年3月期	
	連結	単体	連結	単体
信用リスク・アセット	18,298	18,289	18,170	18,190
資産（オン・バランス）項目	18,268	18,259	18,140	18,159
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	5	5	5	5
我が国の政府関係機関向け	4	4	3	3
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	56	56	46	46
法人等向け	3,252	3,523	2,992	3,283
中小企業等向け及び個人向け	9,388	9,388	9,543	9,543
抵当権付住宅ローン	2,047	2,047	2,175	2,175
不動産取得等事業向け	1,789	1,789	1,726	1,726
三月以上延滞等	57	57	44	44
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	91	91	81	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	193	196	191	194
（うち出資等のエクスポージャー）	193	196	191	194
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,370	1,087	1,312	1,036
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	341	341	250	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	181	178	197	197
（うち上記以外のエクスポージャー）	847	566	863	589
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）	10	10	14	14
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	1	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	25	25	27	27
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	1	1	0	0
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	13	13	17	17
（うち借入金の保証）	13	13	17	17
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	8	8
派生商品取引	2	2	1	1
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	1	1	1	1
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	3	3	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	-	-
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	861	845	855	837
総所要自己資本額	19,160	19,134	19,026	19,028

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区 分		令和2年3月期				
		信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国	内外	1,183,594	852,966	128,374	390	2,137
海		-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,183,594	852,966	128,374	390	2,137
製 造 業		39,137	37,283	1,854	-	407
農 業、林 業		938	938	-	-	5
漁 業		384	384	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		140	140	-	-	-
建 設 業		34,973	34,572	400	-	44
電気・ガス・熱供給・水道業		2,633	2,532	100	-	-
情 報 通 信 業		1,594	1,594	-	-	20
運 輸 業、郵 便 業		14,996	7,379	7,616	-	5
卸 売 業、小 売 業		45,789	44,838	950	-	115
金 融 業、保 険 業		37,805	20,098	13,172	390	-
不動産業、物品賃貸業		47,917	47,817	100	-	121
宿泊業、飲食サービス業		12,620	12,620	-	-	149
学術研究、専門・技術サービス業		9,037	8,987	50	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		5,865	5,865	-	-	10
教育、学習支援業		3,020	3,020	-	-	-
医 療、福 祉		46,822	46,822	-	-	144
サ ー ビ ス 業		14,393	14,343	50	-	11
地 方 公 共 団 体		293,155	189,076	104,079	-	-
そ の 他		572,368	374,650	-	0	1,101
業 種 別 合 計		1,183,594	852,966	128,374	390	2,137
1 年 以 下		158,788	134,067	20,510	66	-
1 年 超 3 年 以 下		80,750	39,736	40,968	44	-
3 年 超 5 年 以 下		83,882	57,243	26,551	86	-
5 年 超 7 年 以 下		57,219	46,155	11,007	56	-
7 年 超 10 年 以 下		86,612	66,595	19,987	30	-
10 年 超		512,364	502,908	9,349	106	-
期間の定めのないもの		203,976	6,258	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		1,183,594	852,966	128,374	390	

(単位：百万円)

区 分		令和3年3月期				
		信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国	内外	1,299,652	904,726	124,113	265	2,056
海		-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,299,652	904,726	124,113	265	2,056
製 造 業		41,855	40,551	1,304	-	397
農 業、林 業		880	880	-	-	5
漁 業		396	396	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		244	244	-	-	-
建 設 業		42,890	42,690	200	-	34
電気・ガス・熱供給・水道業		2,521	2,521	-	-	-
情 報 通 信 業		2,094	2,094	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業		16,341	9,589	6,752	-	-
卸 売 業、小 売 業		54,119	53,468	650	-	280
金 融 業、保 険 業		38,214	22,465	11,292	265	-
不動産業、物品賃貸業		50,775	50,775	-	-	143
宿泊業、飲食サービス業		15,093	15,093	-	-	87
学術研究、専門・技術サービス業		10,436	10,186	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		7,157	7,157	-	-	0
教育、学習支援業		2,212	2,212	-	-	-
医 療、福 祉		53,709	53,709	-	-	132
サ ー ビ ス 業		16,980	16,930	50	-	40
地 方 公 共 団 体		280,939	177,325	103,614	-	-
そ の 他		662,788	396,432	-	0	933
業 種 別 合 計		1,299,652	904,726	124,113	265	2,056
1 年 以 下		149,399	122,051	23,141	14	-
1 年 超 3 年 以 下		73,153	38,252	34,840	59	-
3 年 超 5 年 以 下		67,255	50,680	16,548	26	-
5 年 超 7 年 以 下		58,880	44,754	14,085	40	-
7 年 超 10 年 以 下		142,192	123,486	18,675	30	-
10 年 超		536,684	519,769	16,820	94	-
期間の定めのないもの		272,086	5,730	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		1,299,652	904,726	124,113	265	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和2年3月期 信用リスクエクスポージャーの期末残高				
		貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国	内外	1,183,379	859,747	128,374	390	2,137
海		-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,183,379	859,747	128,374	390	2,137
製 造 業		39,137	37,283	1,854	-	407
農 業、林 業		938	938	-	-	5
漁 業		384	384	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		140	140	-	-	-
建設業		34,973	34,572	400	-	44
電気・ガス・熱供給・水道業		2,633	2,532	100	-	-
情報通信業		1,594	1,594	-	-	20
運輸業、郵便業		14,996	7,379	7,616	-	5
卸売業、小売業		45,789	44,838	950	-	115
金融業、保険業		37,805	20,098	13,172	390	-
不動産業、物品賃貸業		54,699	54,598	100	-	121
宿泊業、飲食サービス業		12,620	12,620	-	-	149
学術研究、専門・技術サービス業		9,037	8,987	50	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		5,865	5,865	-	-	10
教育、学習支援業		3,020	3,020	-	-	-
医療、福祉		46,822	46,822	-	-	144
サービス業		14,393	14,343	50	-	11
地方公共団体		293,155	189,076	104,079	-	-
その他		565,372	374,650	-	0	1,101
業 種 別 合 計		1,183,379	859,747	128,374	390	2,137
1 年 以 下		158,961	134,240	20,510	66	
1 年 超 3 年 以 下		82,154	41,141	40,968	44	
3 年 超 5 年 以 下		87,513	60,874	26,551	86	
5 年 超 7 年 以 下		58,675	47,611	11,007	56	
7 年 超 10 年 以 下		86,612	66,595	19,987	30	
10 年 超		512,481	503,025	9,349	106	
期間の定めのないもの		196,979	6,258	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,183,379	859,747	128,374	390	

(単位：百万円)

区 分		令和3年3月期 信用リスクエクスポージャーの期末残高				
		貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国	内外	1,300,119	912,012	124,113	265	2,056
海		-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,300,119	912,012	124,113	265	2,056
製 造 業		41,855	40,551	1,304	-	397
農 業、林 業		880	880	-	-	5
漁 業		396	396	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		244	244	-	-	-
建設業		42,890	42,690	200	-	34
電気・ガス・熱供給・水道業		2,521	2,521	-	-	-
情報通信業		2,094	2,094	-	-	-
運輸業、郵便業		16,341	9,589	6,752	-	-
卸売業、小売業		54,119	53,468	650	-	280
金融業、保険業		38,214	22,465	11,292	265	-
不動産業、物品賃貸業		58,062	58,062	-	-	143
宿泊業、飲食サービス業		15,093	15,093	-	-	87
学術研究、専門・技術サービス業		10,436	10,186	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		7,157	7,157	-	-	0
教育、学習支援業		2,212	2,212	-	-	-
医療、福祉		53,709	53,709	-	-	132
サービス業		16,980	16,930	50	-	40
地方公共団体		280,939	177,325	103,614	-	-
その他		655,969	396,432	-	0	933
業 種 別 合 計		1,300,119	912,012	124,113	265	2,056
1 年 以 下		149,599	122,251	23,141	14	
1 年 超 3 年 以 下		74,596	39,695	34,840	59	
3 年 超 5 年 以 下		71,202	54,628	16,548	26	
5 年 超 7 年 以 下		59,423	45,297	14,085	40	
7 年 超 10 年 以 下		143,235	124,530	18,675	30	
10 年 超		536,794	519,878	16,820	94	
期間の定めのないもの		265,266	5,730	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,300,119	912,012	124,113	265	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ア. 期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期						令和3年3月期					
	(連 結)			(単 体)			(連 結)			(単 体)		
	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高
一 般 貸 倒 引 当 金	305	12	318	303	12	316	318	73	391	316	73	389
個 別 貸 倒 引 当 金	2,234	323	2,557	2,219	309	2,529	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766
合 計	2,540	335	2,875	2,522	322	2,845	2,875	305	3,181	2,845	310	3,155

イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期						令和3年3月期					
	(連 結)			(単 体)			(連 結)			(単 体)		
	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高
内 国	2,234	323	2,557	2,219	309	2,529	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766
外 海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	2,234	323	2,557	2,219	309	2,529	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766
製 造 業	404	113	518	404	113	518	518	123	642	518	123	642
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	208	76	285	208	76	285	285	33	318	285	33	318
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	20	-	20	20	-	20	20	△ 20	-	20	△ 20	-
運輸業、郵便業	5	0	5	5	0	5	5	414	420	5	414	420
卸売業、小売業	397	△ 61	336	397	△ 61	336	336	13	349	336	13	349
金融業、保険業	2	△ 0	2	2	△ 0	2	2	0	2	2	0	2
不動産業、物品賃貸業	170	47	218	170	47	218	218	△ 93	125	218	△ 93	125
宿泊業、飲食サービス業	369	105	474	369	105	474	474	△ 311	162	474	△ 311	162
学術研究、専門・技術サービス業	18	△ 15	2	18	△ 15	2	2	0	2	2	0	2
生活関連サービス業、娯楽業	20	0	20	20	0	20	20	△ 7	12	20	△ 7	12
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	102	△ 20	82	102	△ 20	82	82	△ 9	72	82	△ 9	72
サービス業	49	11	60	49	11	60	60	31	92	60	31	92
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の業	465	66	531	450	52	503	531	55	587	503	60	564
業 種 別 合 計	2,234	323	2,557	2,219	309	2,529	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
製 造 業	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	1	1	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	35	35	0	0
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	3	3	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	30	30
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-
その他の業	16	16	14	14
合 計	56	56	44	44

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額(注1)

(単位：百万円)

区 分(注2)	令和2年3月期				令和3年3月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	497,850	-	497,850	-	612,312	-	612,312
10%	9,258	24,856	9,258	24,856	8,546	22,422	8,546	22,422
20%	9,891	1,916	9,891	1,916	7,931	1,712	7,931	1,712
35%	-	145,691	-	145,691	-	154,934	-	154,934
50%	14,350	991	14,350	991	14,075	1,145	14,075	1,145
75%	100	307,060	100	307,060	100	312,349	100	312,349
100%	2,963	147,747	2,963	147,561	2,345	141,810	2,345	142,281
150%	-	688	-	688	-	471	-	471
250%	-	4,504	-	4,474	-	3,754	-	3,750
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	36,564	1,131,307	36,564	1,131,091	32,999	1,250,913	32,999	1,251,380

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
適 格 金 融 資 産 担 保	7,802	7,802	8,318	8,318
現 金 及 び 自 行 預 金	7,682	7,682	8,183	8,183
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	119	119	135	135
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ	45,438	45,438	49,317	49,317
適 格 保 証	45,438	45,438	49,317	49,317

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
派 生 商 品 取 引	68	68	40	40
外 国 為 替 関 連 取 引	31	31	12	12
金 利 関 連 取 引	37	37	27	27
クレジット・デリバティブ取引	-	-	0	0

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期				令和3年3月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	390	390	390	390	265	265	265	265
外 国 為 替 関 連 取 引	41	41	41	41	14	14	14	14
金 利 関 連 取 引	192	192	192	192	171	171	171	171
クレジット・デリバティブ取引	156	156	156	156	79	79	79	79

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。

2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入 プロテクションの提供	1,564 -	1,564 -	791 -

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結) 貸借対照表計上額 (時価)、評価損益

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期				令和3年3月期			
	(連結)		(単 体)		(連結)		(単 体)	
	貸借対照表 計上額	評価損益	貸借対照表 計上額	評価損益	貸借対照表 計上額	評価損益	貸借対照表 計上額	評価損益
上場している 出資等又は株式等	9,438	4,835	9,438	4,835	12,662	8,092	12,662	8,092
上記に該当しない 出資等又は株式等	226	-	301	-	226	-	301	-
合 計	9,664	4,835	9,739	4,835	12,888	8,092	12,963	8,092

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	(連結)	(単 体)	(連結)	(単 体)
売却による損益額	152	152	187	187
償却による損益額	△ 15	△ 15	△ 2	△ 2
合 計	137	137	184	184

(3) (連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	(連結)	(単 体)	(連結)	(単 体)
ルック・スルー方式(注1)	597	595	684	683
マンドレート方式(注2)	-	-	-	-
蓋然性方式(250%) (注3)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(注4)	-	-	-	-
合 計	597	595	684	683

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引(以下「裏付けとなる資産等」という。))」を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、(注) 1が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1及び2が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期
1	上方パラレルシフト	4,839	3,522	1,341	473
2	下方パラレルシフト	0	0	4,833	4,626
3	スティープ化	7,870	6,326		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,870	6,326	4,833	4,626
		ホ		ヘ	
		令和3年3月期		令和2年3月期	
8	自己資本の額		38,046		37,904